

山 梨 県 社 会 福 祉 審 議 会 会 議 録

- 1 開催日時 平成16年9月3日(金) 13:30～15:00
- 2 開催場所 「ベルクラシック甲府」 3階 エリザベート
(甲府市丸の内1-1-17 055-254-1000)
- 3 出席者
 - 1) 審議会委員 相沢一徳 飯島純夫 伊藤治子 北原行雄 熊谷和正
(五十音順) 倉澤邦子 小西十三男 小林 広 佐藤英貴 里吉和子
新 弘江 鷲見よしみ 関戸幸男 高橋 勇 竹内正直
丹澤きよじ 平井出設子 平林弘光 古屋けさよ 古屋園子
保坂 久 前島茂松 三塚憲二 宮下豊子 山口勝弘
山下滋夫 計 26名
 - 2) 事務局 杉原福祉保健部長 石井福祉保健部次長
石川福祉保健総務課長 竹井福祉保健総務課総括課長補佐
河野福祉保健総務課福祉企画担当課長補佐 福祉企画担当(3名)
- 4 次 第
 - 1) 開 会 (司会:竹井総括課長補佐)
 - 2) 福祉保健部長あいさつ (杉原部長)
 - 3) 委員長あいさつ (山下委員長)
 - 4) 議 事
「山梨県福祉基本計画」(仮称)原案について
その他
 - 5) その他
 - 6) 閉 会

5 議事の概要（議長は審議会規程第4条により委員長）

1) これまでの経緯について

< 法改正から今日までの計画策定の流れ、及び計画の名称変更に至る経緯など、資料に基づいて事務局から説明。質疑特になし。 >

2) 「山梨県福祉基本計画」（仮称）原案について

< 事務局から、資料に基づき「山梨県福祉基本計画」（仮称）原案について説明 >

質疑応答

（議長）： ただいま事務局から計画原案について説明がありました。本案についてのご意見ご質問はありませんか。

（委員）： 「福祉を支える人づくり」の学校における福祉教育の推進（P23）については、確かにそのとおりですが、「福祉教育をするための教育」はどこでしているのでしょうか？

山梨大学医学部の1年生を対象に毎年行っている授業の中で聞いてみると、車いすの使い方がわかる生徒は、家に障害のある人がいるか、福祉活動に参加したことがある生徒など、100人中1人か2人位しかいない。

子供たちは学校で福祉講話を聞く機会があるけれども、先生たちがその話を子供たちにどのように理解させ、どのように使うかという教育がなされているかがよくわかりません。先生たちも福祉教育については素人であり、先生たちを対象にした講習会等の中で、福祉教育の進め方や理解のさせ方を教えていく機会がないといけないと思います。

次に、エンゼルプランの時にも発言しましたが、「ユニバーサルデザイン」について（P29）。性別や年齢などについては考えられているが、今の日本では、もう一つ人種とか国籍のことも考慮に入れる必要があると思う。

近頃医療機関を訪れる患者さんの中にも、外国人の方がたくさん見受けられるようになりました。まちの中のユニバーサルデザインを考えると、少なくとも、（対象者が比較的多い）英語やハングル語の説明表示がなされていなければ、ユニバーサルデザインにはならないのではないのでしょうか。従ってこの計画の中に、外国人への対応といった視点を入れたほうが良いのではないかと思います。

（事務局）： 教員の研修については、県総合教育センターで計画的に実施されていますが、その中にどの程度福祉に関するものがあるのかについては、この場では回答できかねます。県教委に確認した上で、計画に入れるかどうか調整させていただきます。

ユニバーサルデザインについては、ご意見のように外国の方が日本の社会の一員として社会参加・貢献ができるよう、配慮していかなければならないと考えます。同じく現在策定中の「次世代育成支援地域行動計画」の中でも取り上げられると思うので、担当課の児童家庭課と調整を図っていきます。

（委員）： 計画策定の趣旨（P1）の中で、「だれもが人としての尊厳を持って自立し、安心して生活することのできる社会の実現」が目標とされているが、この計画の中で、私が見た範囲では、「人権問題」に対する視点が落とされているというか、軽くいなされているような感じがしてならない。

最近、お年寄りの人権問題や障害者への差別・偏見が顕在化しています。国の障害者社会参加総合推進事業の一環として、「障害者人権110番運営事業」が進められていますが、その中でも、障害者ゆえの差別によって人権が侵害されている事例が見られ、このほど県障害者施策推進協議会で、差別禁止条例についての提案がなされたところです。

このような点からこの計画を見ると、お年寄りや障害を持った人たちの人権をしっかりと担保する条項が欠けているような気がして仕方がないのですが。

(事務局) : 地域でお互いに支えあいながら、人間としての尊厳を認めあって生きていく社会を作りあげていくことが福祉基本計画の理念であり、P28の「人にやさしいまちづくり」の(1)の「心のバリアフリー」のところでふれています。福祉のまちづくりを進めていく上で、「人権」という視点から一人ひとりが福祉について考えることはとても大切なことだと思います。

この計画の下位計画として、「新たなやまなし障害者プラン」、「健康長寿やまなしプラン」が既にありますが、それらの中に障害をもった方やお年寄りが生き生きと暮らせるような施策を盛り込んでおりますので、この計画では理念的な内容をさらに充実できるように、担当課と調整・検討をしていきます。

(委員) : 基本目標2の「人にやさしいまちづくり」の中に、子どもの健全育成の推進という項目(P32)がありますが、文部科学省は平成16年度から放課後の児童生徒に対する施策を打ち出しており、県教委が出している資料の中で、「放課後の児童の健全育成を図るために、『放課後児童クラブ』や『地域子ども教室』及び『文化スポーツ活動』の充実に努める。」とされています。もう一度、照らしあわせをお願いします。

(事務局) : ご指摘の内容については、持ち帰りまして県教委に確認し、再度施策のすりあわせをいたします。

なお、子どもの健全育成については、現在策定中の「次世代育成支援地域行動計画」との整合も図っていきます。

(委員) : WHOでは国際障害者分類を1980年の国際障害者年に提唱しました。これは障害を「Impairment」、「Disability」、「Handicap」の3つに分類するものでしたが、2002年になって「International Classification of Functioning」(ICF:国際生活機能分類)に改定しました。

この改定のポイントは、障害というマイナスイメージを払拭し、「プラス思考」で考えようとしたところです。「Impairment」(機能障害)は「Body Function」(身体機能)または「Body Structure」(身体構造)に、「Disability」(能力障害)は「Activity」(活動)に、「Handicap」(社会的不利)は「Participation」(社会参加)ということばに替えました。さらに健康という観点です。障害者もどれくらいの健康度を持っているかを尺度で表そうという改定が行われました。

今、日本のリハビリテーション関係者の間では、このことをどうとらえ、考え方を考えていったら良いかという過渡期の段階ですが、WHOが決めたことですから重要なことだと思います。この点を県ではどのように考え、この計画に反映させていくのか説明してください。

なお、この考え方は、障害者だけを対象としているのではなく、人類全体を対象としているということを非常に強調しているのです。この計画ではふれておく必要があると思います。

(事務局) : ご意見の内容について、県の行政にどのように生かされているかを今すぐここで答えすることはできませんが、県では昨年度、「新たなやまなし障害者プラン」を策定し、平成25年度までの10年計画で、障害をもつ人の権利が保障され、個性が尊重され、地域でいきいきとした生活ができるような社会づくりや、生活環境の充実を図るための「ユニバーサルデザイン」の推進などを基本方針とし、施策を展開しています。

このようなプランの方向性は、ご意見のWHOの考え方に沿うものであり、施策にも反映されていると理解しています。福祉基本計画にも、この考え方を取り入れ、整合が図れるよう調整していきたいと思います。

(委員) : この計画の数値目標について、今回はまだ項目案しか提示されていませんが、確定した段階でもう一度この審議会で審議がなされますか。

(事務局) : 今後の予定ということになるとと思いますが、福祉保健部長の冒頭のあいさつでふれましたとおり、今回提示させていただいたものは原案と銘打ってはいないものの、いわば「たたき台」の素案に近いような形のもので、本日頂戴したご意見を踏まえて再度検討し、庁内連絡会議や作業部会にかけながら手直しを加え、年度内にもう一度、審議会委員の皆様には計画案としておはかりしたいと考えております。

またこの間に、県政モニターのご意見を伺ったり、計画案を県民にインターネット等により公開し、広くご意見を募集するといった手はずを整えております。

すべて終わったところでもう一度委員の皆様にお集まりいただき、内容の確認やご意見など、最終的な審議をお願いする予定です。その前に12月を目処に数値目標等も盛り込んだ計画案をお届けし、ご意見を事務局にお寄せいただくような形になるうかと思っております。

(委員) : 前の意見は、障害者の概念が非常に問題である、ということだと思っております。そもそも「障害者」ということば自体がどうでしょうか。例えば交通事故の場合、事故に遭った人は「被害者」、事故を起こした人は「加害者」ということになるが、障害者の場合は障害を被っているもので、本来は「被障害者」と言うべきなのに障害者と言われているのはおかしくないか。とは言え、一般的にこれだけ使われ、世間に浸透している以上、これはこれで致し方ないとは思いますが、「障害者」ということばの裏にはこれだけの意味が含まれているということをは是非理解してほしい、と学生を指導する時などには説明しています。この計画のように、理念や方向性を述べているものについては、啓蒙的な意味合いがあるので、用語説明のところなどで少し詳しく書いておくのと良いのではないかと思います。

(事務局) : ご意見の趣旨を踏まえ、より適切な記述についてさらに検討します。

(委員) : 先程の福祉教育に関する件ですが、私の知っている中学校では2年生の希望者を対象に8月にボランティア体験学習を行っています。病院での看護補助、社会福祉センターでの育児支援サービスや高齢者介護サービスへの協力といった内容です。私も参加しましたが、中学生たちがとてもいきいきと活動していました。育児協力では、最初はお母さんたちも不安そうで、子どもにさわらせたくない、抱かせたくないといった雰囲気でしたが、交流を進めるうちに次第に打ち解け、心配はなくなりました。またその福祉センターでは、救急法の講習会も開かれています。そこにも中学生の参加者が見られます。少しずつではありますが効果はあがっていると思っております。

(議長) : 他に質問等なければ、ここで質疑は終了とします。
それではこの計画原案については、承認ということによろしいでしょうか。

< 委員一同拍手 >

(議長) : ありがとうございます。議事 については皆様の拍手をもって原案が承認されました。では次に議事 のその他ですが、何かありますでしょうか。

< その他は特になく、ここで議事は終了。議長退任。 >

< 事務局から今後の予定等について説明し、閉会 >